

イ 会期日程について

<説明：事務局>

- ・ 11月26日から12月18日までの23日間
- ・ 予算決算委員会総務くらし建設分科会及び総務くらし建設委員会
：11月30日、12月2日
- ・ 教育福祉委員会及び予算決算委員会教育福祉分科会：12月1日
- ・ 予算決算委員会：11月27日、12月14日
- ・ 追加議案が提出されたら、11月26日に議案上程から委員会付託まで、11月27日に委員長報告から討論採決まで予定しているが、国の法案の審議状況によっては、11月30日に本会議を開き採決する必要がある。議員の期末手当の条例改正の議員提出議案についても、11月27日に議案上程から討論採決を予定しているが11月30日に議案上程から討論採決となる可能性もある。

(委員長) 説明のと通りの会期日程でよいか。

<異議なし>

ウ 議事日程について

<説明：事務局> (議事日程第1号～第6号のとおり)

- ・ 第1号 会議録署名議員の指名(野村ひろし議員、山田けんたろう議員)
会期の決定
諸般の報告
議案第69号から議案第76号まで(上程、説明)
諮問第3号(上程、説明、議案質疑、討論採決)
- ・ 第2号 諸般の報告に対する質疑
議案第69号から議案第76号まで(議案質疑、委員会付託)
- ・ 第3号～第5号 一般質問(個人質問)
- ・ 第6号 議案第69号から議案第76号まで(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)
- ・ 給与法案の国の審議状況によっては、11月26日散会后、議事日程変更のため議会運営委員会の開催が必要になるかもしれない。

(委員長) 説明のと通りの議事日程でよいか。

<異議なし>

エ その他

委員会付託議案

<説明：事務局> (付託表のとおり)

- ・ 総務くらし建設委員会 条例1件、その他2件
- ・ 教育福祉委員会 条例1件、その他1件
- ・ 予算決算委員会 予算3件

(委員長) 説明のとおりでよいか。

<異議なし>

(委員長) 追加予定議案の説明は、本日午後の議案説明で合わせて説明を受けることでよいか。

<異議なし>

(議長) 新型コロナウイルス感染症対策は9月定例会と同様、全員打合せ会は議場で、一般質問の際の執行部の出席は関係ある部署のみとする等の対応でよいか諮ってほしい。

(委員長) 9月定例会同様の対応としてよいか。

<異議なし>

(2) 期末手当について

(委員長) 議員の期末手当の支給割合を0.05月分下げることとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての議案の案を配付する。事務局より説明願う。

(事務局) 改正条例第1条で令和2年12月期末手当に関わる期末手当の支給割合を100分の170から100分の165に改正し、公布の日から施行する。改正条例第2条で令和3年度以降の期末手当の支給割合を100分の165から100分の167.5に改正し、令和3年4月1日施行とする。合わせて、条文中の議長、副議長、委員長、議員と役職で区分していたものを「議員」に整理し改正をする。

(委員長) 何か質問はあるか。

(委員外委員)

支給割合が100分の165から100分の167.5と増えているのではないか。

(事務局) 令和2年度は12月期末手当で0.05月引き下げるが、令和3年度以降は現状の100分の170を基準とし0.05月を2回に振り分け、6月と12月期末手当でそれぞれ0.025月分引き下げるため100分の167.5となる。

(委員長) 議案について案のとおり進めてよいか。

<異議なし>

(3) 議会基本条例の検証課題について

ア 政務活動費の運用指針について

(委員長) 改正後の運用指針を配付した。確認してもらいよければ、災害対策行動マニュアルと合わせて午後の全員打合せ会で全議員に配付したい。改正は令和3年4月1日としたい。

(委員) 研修費の申合せ事項5に、研修前後の調査研究については対象とするが、実施日の2週間前までに届を議長に提出することになっている。急に決まった場合は間に合わない。

- (副委員長) 議会事務局の調整、議長への届提出等あるため、研修と合わせて行く場合は、2週間必要ということで残した。
- (委員) 研修費の申合せ事項5にも2週間前までに届を提出することになっているためそろえた方がよい。
- (委員) 政務活動費で行くため、事前に連絡調整期間が2週間は必要であるためこのままでよい。
- (委員) 研修も調査研究も同じで、同じ2週間前までなら変える意味がないのではないか。
- (委員) 項目が分かれているように研修と調査研究費は違う。
- (議長) 研修を受け、行った先で行政視察へ行く場合は行く先の議会事務局との調整が必要であるため2週間は必要である。
- (委員長) 運用方針についてはこのままとし、改正日は令和3年4月1日としてよいか。
＜異議なし＞

＜休憩：午前11時08分＞

＜再開：午前11時20分＞

(4) 特別職報酬等審議会の申合せについて

- (委員長) 前回の会議で、執行部が開催する特別職報酬等審議会（以下「報酬審」という。）の答申を受け、議案は議会が提出することになった。執行部が開催する報酬審で議員報酬も審議することになったため、現行の申合せ事項は廃止とし、申合せの新たな案を事前に送付した。意見がなければ議長から執行部へ申入れをしてもらうことを考えている。新たな申合せが整い、議会運営委員会で承認された日を施行日としたい。何か意見はあるか。
- (委員) 現行の申合せから何が変わったのか。
- (副委員長) 議会として市長へ報酬審の開催の依頼とそれに伴う内容がなくなった。他の文言については議長が調整したうえとしたい。現行の申合せは廃止とし、新たな申合せによることを申合せ事項及び運営上の先例集の議会活動の経過に記載する。
- (委員) 毎年、報酬審は開かれるのか。
- (議長) 執行部からは、人事院勧告がなければ開かないこともあるかもしれないが、毎年開きたいと聞いている。
- (委員) 報酬審で議員報酬も合わせて審議することが約束されていればよい。文言等については、執行部と調整してほしい。
- (委員) 新たな申合せ1の議会基本条例第20条第2項の趣旨を踏まえると、今年の報酬審から依頼された調査はリセットされたということでよいか。今後は人事院勧告に基づいて議員報酬も審議されるということでよいか。
- (議長) 前回の報酬審の答申は人事院勧告どおりで、議員報酬は答申どおり上げた。

本来は議員が人事院勧告を参考とし近隣市を調べて決める必要がある。学識経験者から意見を聞くことを特別職報酬等審議会に代えているということである。

(委員外委員)

報酬審には一般公募委員もいて、昨年度は、議員の活動がわからないため調査の依頼があったことから、何らかの資料は請求されるかもしれない。人事院勧告だけでないことは変わらないと思う。

(委員長) 申合せ事項はこの内容で、議長と調整してもらうことでよいか。

<異議なし>

3 その他

(議長) 次回は議選の監査委員について議論したい。

(議長) 9月定例会の分科会でカメラのテストをしたが、議事運営に差し支えない範囲で12月定例会中にもカメラのテストをしたい。

(委員長) テストしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 次回は令和2年11月20日(金)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。